

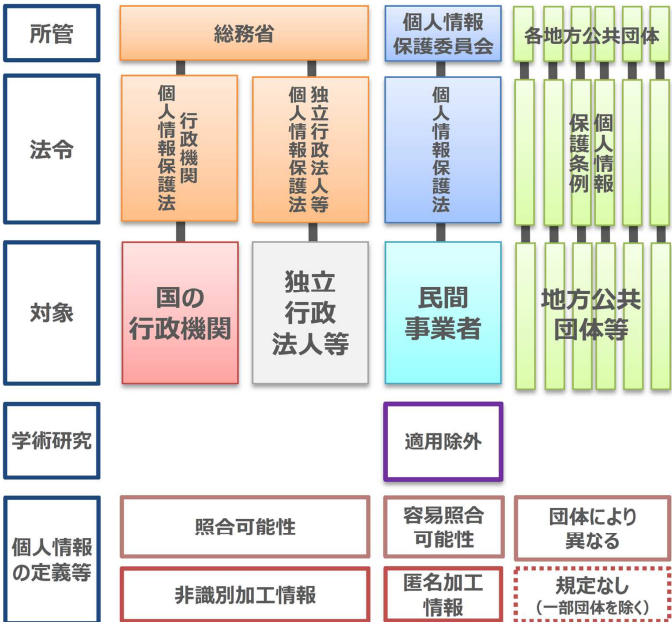
新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について

令和4年4月
全国市議会議長会

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨 ○ 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、 ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」） ○ 独立した機関による監督等を求めるEUIにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分に認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など我が国の成長戦略への整合の要請。 ○ こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。	
概要 ① 適用対象 ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用 ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用 ※④、⑤、⑥に係る部分は除く ② 定義の一元化 ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等 ③ 個人情報の取扱い ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用 例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等 ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表 ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用 ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求 ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定	⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入 ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用 ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係 ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等 ⑧ 施行期日等 ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等 ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定 ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

2

新個人情報保護法と議会の適用関係

新個人情報保護法 第2条（第11項第2号） 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。 - 一 （略） - 二 地方公共団体の機関（<u>議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。</u>） - 三・四 （略）	【施行予定は令和5年4月1日（地方公共団体の機関等）】
--	--

⇒ **地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外。**

※ ただし、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれている。

新個人情報保護法 第2章、第3章及び第69条第2項第3号 （地方公共団体の責務） 第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、<u>地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</u> （地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護） 第12条 <u>地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</u> 2 （略） （利用及び提供の制限） 第69条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一・二 （略） 三 他の行政機関、独立行政法人等、<u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</u> 四 （略） 3・4 （略）	
---	--

3

議会に関する個人情報保護

現行、地方公共団体の議会に関する個人情報保護については、次の三パターンがある。

- ①当該地方公共団体の個人情報保護条例において、実施機関として規定
- ②議会独自の個人情報保護条例や規程等により規定
- ③議会に関する個人情報保護については法規がない



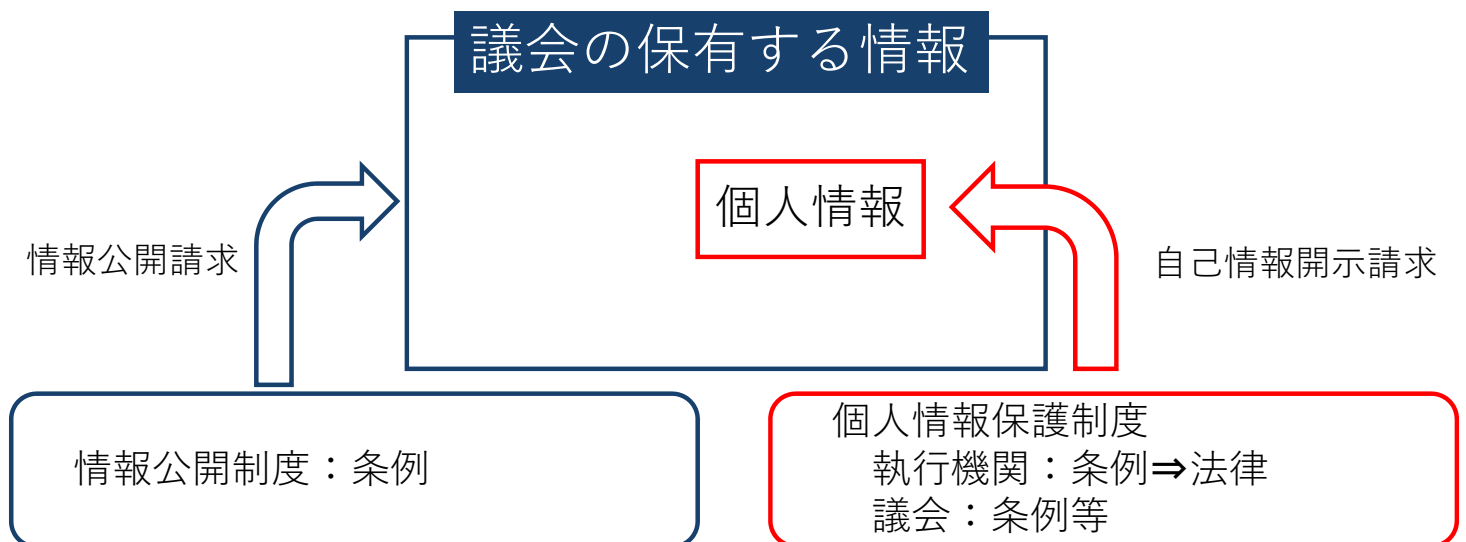
個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（令和2年12月）
内閣官房 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースから抜粋

「議会については、現行の行個法が行政機関を対象とし、国会や裁判所をその対象となっていないこととの整合を図るため、新制度の適用の対象とはしないこととすることが適当である。なお、ほとんどの団体（1,748団体）で議会は個人情報の保護に関する条例等の対象とされており、引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれるものである。」

⇒ 本会をはじめ三議長会は、各議会の参考に供するため、総務省及び個人情報保護委員会と協議し、条例のイメージ（例）を作成して提示

4

情報公開制度と個人情報保護制度



（参考：現行制度）

	情報公開制度	個人情報保護制度
開示請求	公文書の開示請求	個人情報の開示請求
請求者	誰でも	個人情報の本人や法定代理人
開示内容	個人情報の部分は原則非開示 （請求者本人の請求であっても、個人情報として一律に非開示）	請求者本人の個人情報の部分が開示 （請求者以外の個人情報は原則非開示）

5

条例（例）作成の基本的考え方

条例（例）

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 個人情報の取扱い（第4条～第16条）

第3章 個人情報ファイル（第17条）

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第18条～第30条）

第2節 訂正（第31条～第37条）

第3節 利用停止（第38条～第43条）

第4節 審査請求（第44条～第46条）

第5章 雑則（第47条～第51条）

第6章 罰則（第52条～第57条）

附則



新個人情報保護法

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章～第四章（略）

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則（第六十条）

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条～第七十三条）

第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示（第七十六条～第八十九条）

第二款 訂正（第九十条～第九十七条）

第三款 利用停止（第九十八条～第一百零三条）

第四款 審査請求（第一百零四条～第一百零七条）

第五款（略）

第五節（略）

第六節 雑則（第一百二十四条～第一百二十九条）

第六章（略）

第七章 雑則（第一百七十一条～第一百七十五条）

第八章 罰則（第一百七十六条～第一百八十五条）

附則

- 条例（例）は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には新個人情報保護法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう作成。
 - ⇒ 個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるため。
- 議会の個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定（各議員が取得する個人情報は想定していない）。
- 機関として負うべき義務を課す場合は「議会」、個人情報保護にかかる開示や訂正など具体的な手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体としては「議長」を規定。
条例の実施について必要な事項は議長が別に規程を定める。